

関係者各位

国土交通省海事局内航課

中小企業投資促進税制の適用を受ける内航船舶に係る届出について
(周知依頼)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より、海事行政に対しご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「令和5年度税制改正の大綱」が令和4年12月23日に閣議決定されたところ、同大綱中、中小企業投資促進税制の適用を受ける資産のうち、総トン数500トン以上の内航船舶においては、「環境への負荷の状況が明らかにされた船舶」に限定した上で、2年間の延長が認められました。

「環境への負荷の状況が明らかにされた船舶」とは、国土交通大臣が定める環境への負荷の低減に資する装置、機器及び構造（以下「装置等」という。）の設置状況について届出があった船舶とされており、当該届出に係る手続等については、別添の「環境への負荷の低減に資する装置等の設置状況等に関する届出に係る事務取扱要領」のとおり定めておりますので、下記留意点も含め、傘下組合員に対して周知いただきますようお願い申し上げます。

記

○届出に係る留意点

- ① 別添の事務取扱要領、手続きフロー図及び届出書記載例を参照の上、届出書を提出願います。
- ② 届出書の受領から通知書の発送まで約1ヶ月程度の期間を要するため、余裕を持って提出願います。
- ③ 届出書への押印は不要です。
- ④ 届出書は、郵送又はメール*送付願います。

※メール提出の場合は届出書をPDF化し、専用アドレス（hqt-naiko@ki.mlit.go.jp）に送付願います。

※ファイル名は以下の要領で付してください。

- 申請年月日_事業者名_船名.pdf
- 申請年月日の年は下二桁を記入（例：2023年⇒23）
- 申請月日が一桁の場合は月日の前に0を記入（例：1月1日⇒0101）
- 事業者名は「株式会社」「有限会社」は省略（例：A海運株式会社⇒A海運）

(例) 2023年2月1日にA海運が届出書を提出する場合

ファイル名：230201_A海運_A丸

担当部署：国土交通省海事局内航課
住 所：東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
中央合同庁舎3号館9階
T E L：03-5253-8627
E-mail：hqt-naiko@ki.mlit.go.jp